

小樽市立北陵中学校 部活動ガイドライン (令和8年度)

1 部活動の意義・目的

中学校の部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒が、学級や学年の枠をこえて集い、自発的・自主的に行う活動であり、楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を過ごす上で、大変重要な教育活動である。

このガイドラインでいう『部活動』とは、校長を中心とした責任体制のもと、学校教育の一環として行われる活動であり、技術や体力の向上はもとより、生徒の規範意識や社会性、自主性を高めつつ、豊かな人間性を育むことをねらいとするものである。

2 学校教育の一環としての部活動

中学校の学習指導要領には、その教育的意義から「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と部活動について記された。

学校において計画する教育活動として、指導者の明確な指導や、多くの人の理解と協力のもと、生徒たちが自ら考え、工夫し、協力して成果を出していけるような自主性を尊重した「魅力ある部活動」が展開されるよう配慮することが大切である。

そのためには、学校は、部活動の運営に関して、生徒、保護者に活動の目的や内容、スケジュール等について十分説明し、理解と協力を得られるように努める。

中学校学習指導要領（平成20年3月告示）における部活動の位置付け

第1章 総則 第4 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

◎部活動は本来、生徒の自主的、自発的活動であること

◎学校教育の一環として行われるものであること

◎地域や学校の実態に応じて行うものであること

3. 部活動の目標

- (1) まず第一に自分の学力を高めるようとする生徒を育てる。
- (2) 中学生の時期に、望ましい心身の発達をはかり、体力の向上と健康の保持増進をめざす。
- (3) 一つの目標に向かって仲間が協力する中で、基本的な行動様式をはじめ、集団としての規律などの社会性を育てる。
- (4) 部活動に意欲的に取り組ませることにより、個性を伸ばす。
- (5) 部活動を通して互いの心をくみとり合い、深い人間理解に努める。
- (6) 部活動で培った精神力や集中力などの力を、学習や家庭生活に生かす。

4. 部の開設、廃部について

- (1) 開設の条件
 - ① 原則として、指導する顧問がおり、10名程度（団体種目の人数）の希望があること。
複数校合同チームで参加する場合は別途協議する
 - ② 設置方法
部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、職員会議を経て学校長が決定する。
 - ③ その他
基本的には単年度設置とし、年度ごとに見直す。
 - ④ 同好会は認めない。

- (2) 廃部の条件
 - ① 原則として、指導する顧問がいない場合。
 - ② 活動する人数がいない。
 - ※ 上の①か②に該当する場合に廃部となる。
- (3) 廃部の方法
 - 部活動の廃部は、職員会議を経て学校長が決定する。

5. 部活動への加入について

- (1) 部活動へは、希望する者が加入することとするが、部活動顧問が必要とする練習に参加すること。部の掛け持ちは認めない。
- (2) 加入には、保護者の同意を必要とする。
- (3) 部活動の年度途中の変更は、該当の部活顧問、担任、保護者が連絡、連携をとりながら、中体連夏季大会が終了後（1学期中）一度だけ認める。年度途中の入退部については、該当の部活顧問、担任、保護者が連絡、連携をとりながら対応する。なお、活動意欲がなくなった時や顧問の指導に従わない場合などは顧問・担任・保護者で十分に確認し退部を促す場合もあり得る。
 - ※ 年度が変わる時に改めて加入することとする。
- (4) 1年生は5月中までの変更を認める。

6. 活動時間などについて

- (1) 活動時間の設定
 - ① 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。下校時間の目安は6時間授業の時は18時、5時間授業の時は17時とする。
 - ② 週の活動時間は、原則11時間以内とする。
 - ③ 原則として、朝練習などは、基本的には行わない。
 - ④ 体育行事のある日の放課後は、運動系部活を行わない。
- (2) 定期テスト前の活動について
 - ① テスト3日前（土日を含む）から、部活動は停止する。
- (3) ① 職員会議などの会議日について
 - 原則的に会議日（職員会議・分掌部会・校内研修）に活動を行わない。大会などが近い場合（概ね10日前）は、学校長の許可を得て活動すること。
- (4) 休養日の設定について
 - ① 学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける
 - ② 学校閉庁日は部活動を行わない。道民家庭の日（毎月第3日曜日）は可能な限り休養日にするように努める。
 - ③ 大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等（以下「大会等」という。）の前で、やむを得ず活動を行う場合（中体連、中文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合）は、代替の休業日を設ける。
 - ④ ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ⑤ 休業日は学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと。
 - ⑥ 土日に連続で大会に参加した場合は、原則、週明け月曜日に休業日を設定する。

(5) その他

- ① 新年度の顧問が決定しない時期の活動については、前年度の顧問等が担当して指導に当たる。

7. 部活動推進に関わる留意事項

(1) 顧問の配置、部活動数について

- ① 各部の顧問は、本校職員が複数で担当することを原則とする。また、教員定数の増減に伴い、部活動数の変動があり得る。

(2) 指導者について

- ① 部活動は、部活動者の監督の元で行う。特別な場合、学校長の許可を得て、外部コーチを活用することができる。

(3) 活動の基本姿勢

- ① 部活動は、学校長の承認を得た年間計画・月間計画などに基づいて行う。各種計画は部活動顧問が保管する。

(4) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶に向けて

- ① 顧問の教員等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団作りや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。

(5) 対外試合、練習試合、コンクールなどについて

- ① 学校長が教育上必要と認めた場合に参加できる。
② 生徒の移送については、原則として公共交通機関を利用する。但し、保護者などの協力が得られる場合には、双方の保護者の確実な了解のもと、保護者の責任において、これを行うものとする。

(6) 部活動外種目の大会引率について

- ① 部活動外種目の中体連大会（市内大会、全道大会など）への引率は、その都度、担当係を中心に協議する。

(7) 学校生活における部活動参加の位置づけ

- ① 授業、学習活動はもとより、生徒会（委員会）活動、学級会活動が部活動よりも優先する。

(8) 部活動の所属について

- ① 部活動は希望参加制とするが、積極的に参加することが望ましい。また、3年間継続して同じ部活動に参加することが望ましいが、廃部あるいは休部となる場合はその限りではない。

(9) 経費について

- ① 部費と北陵中学校部活動等振興基金からの補助により活動する。北陵中学校部活動等振興基金からの補助についてはその規約に従う。
② 部費の管理については、保護者などと連携・協議し、適切に執行すること。

(10) 災害の補償について

- ① スポーツ振興センターの保険を利用する。なお、支給に際しては、活動計画の掲示が必要となる。

8. 部活動保護者会について

- (1) 各部活動の運営に当たっては、その活動を円滑に進めることができるよう保護者の協力を図るため、部活動保護者会を組織することが望ましい。

9. その他

- (1) 部活動での宿泊練習は禁止とする。（協会や連盟主催による宿泊練習は、保護者の責任において参加させること。）
(2) 家庭訪問期間や個別面談などによる午前授業の日の指導者は、別途巡回指導者を充てる。

- (3) 活動時間、下校時間、設備、備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合は、該当部活動を停止することがある。
- (4) 運動部の服装は、指定ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加する。
- (5) カバンなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らずに下校する。
- (6) 更衣室は更衣のみに使用し、物を一切置かないこととする。
- (7) 顧問不在の場合は活動できない。
- (8) 用具の出し入れ、鍵の管理など顧問の許可を得ること。
- (9) 活動終了後は、清掃、整備を行い、部活動顧問が消灯、窓、非常口などの点検を行う。

10. 部活動に係る相談窓口

小樽市立北陵中学校

住所：〒047-0045 北海道小樽市清水町5番1号

電話番号：0134-24-5500

担当：教頭

附則

1. 本ガイドラインは、

平成29年 4月 1日施行

平成30年 3月23日一部改訂

平成31年 3月22日一部改訂

令和 3年 3月23日一部改訂

令和 4年 4月 4日一部改訂

令和 4年 7月 6日一部改訂

令和 6年 4月17日一部改訂

令和 8年 4月24日一部改訂